

第22回アクラスZOOM寺子屋

「日本語教育の法制化」に向き合う
～私たちができること・すべきこと～



Japanese Language Education

令和6年3月10日(日)

文化庁 国語課

日本語教育調査官 増田 麻美子

今日の流れ

1. 「日本語教育機関認定法」の施行を受けた動き (30分)
 - 日本語教育機関は、どうなる？
 - 日本語教師は、どうなる？
 - 日本語教師養成や試験は、どうなる？
 - 自治体・企業・学校はどうなる？
2. 質疑応答 (20分)
3. グループ (20分) ⇒ 全体討議 (30分)



今日皆さんと話し合いたいこと

1. 日本語教育機関認定法4月施行による変化を前に

- 現職日本語教師をどう変えていく？
- 日本語教育課程をどう変えていく？
- 日本語教育機関をどう変えていく？
- 日本語教師養成をどう変えていく？
- 日本社会（自治体・企業）をどう変えていく？

2. 「私たち」にできることは何か？

～学習者のために、社会のために、世界のために～



課題

【共通課題】（留学生、就労者、生活者）

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ・ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難
- ・ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・ 地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要



方向性

- ◆ **新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- ◆ **制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

法案成立までの経過と今後のスケジュールについて

国会審議等における主な御指摘

◆認定日本語教育機関関連

- 認定制度によって悪質な学校がきちんと排除されるような仕組みとすべき。
- 個々の機関の認定について透明性・適正性を担保すること。
- 認定日本語教育機関における生徒の在留管理を徹底させるべき。

◆日本語教師関連

- 日本語教師の国家資格化による処遇改善につながるような取組が必要。
- 日本語教師の魅力を発信し、社会的意義及び役割についての社会的認知を高めることが必要。
- 国家資格取得後のキャリア形成を図れるような仕組みが必要。
- 現職日本語教師への配慮を含めた丁寧な経過措置が必要。

◆地域における日本語教育関連

- 日本語教育の地域差を解消するための支援を行うべき。
- 地域の日本語教室間の連携や、地方公共団体との連携を促進することで、地域の日本語教育推進体制を整備すべき。

◆制度活用促進、その他

- 認定機関の活用や、登録日本語教員が活躍できるよう、留学生、就労者、生活者に向けた日本語教育の提供に関し、外務省、法務省等の関係省庁と連携して推進すべき。
- 就学前の子供や児童生徒を含めた様々な年代に向けた日本語学習機会の提供をすべき。
- 地域の日本語教室間の連携や、認定機関と地方公共団体等との連携を促進すべき。
- 法案の内容について丁寧な周知が必要。

スケジュール

- ・令和5年5月26日 参議院本会議にて可決・成立。
- ・令和6年4月1日 施行
→令和6年度から日本語教育機関の認定、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等を実施。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

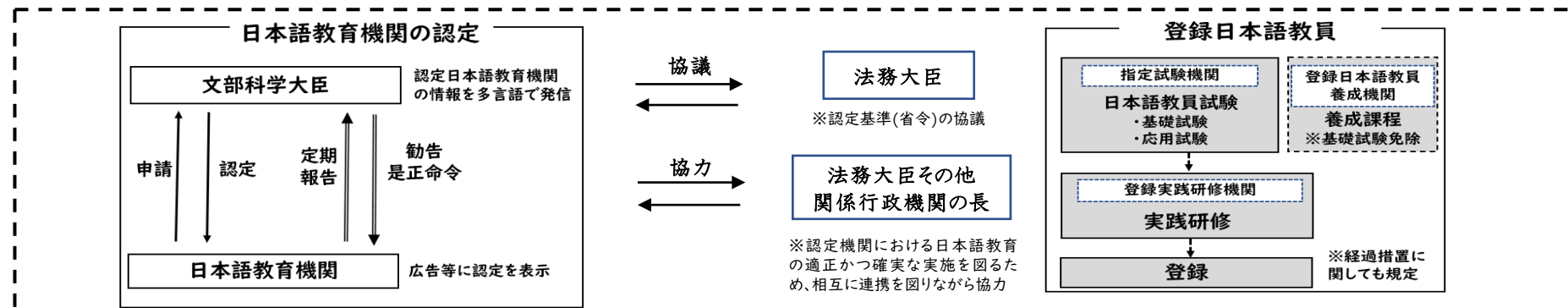
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



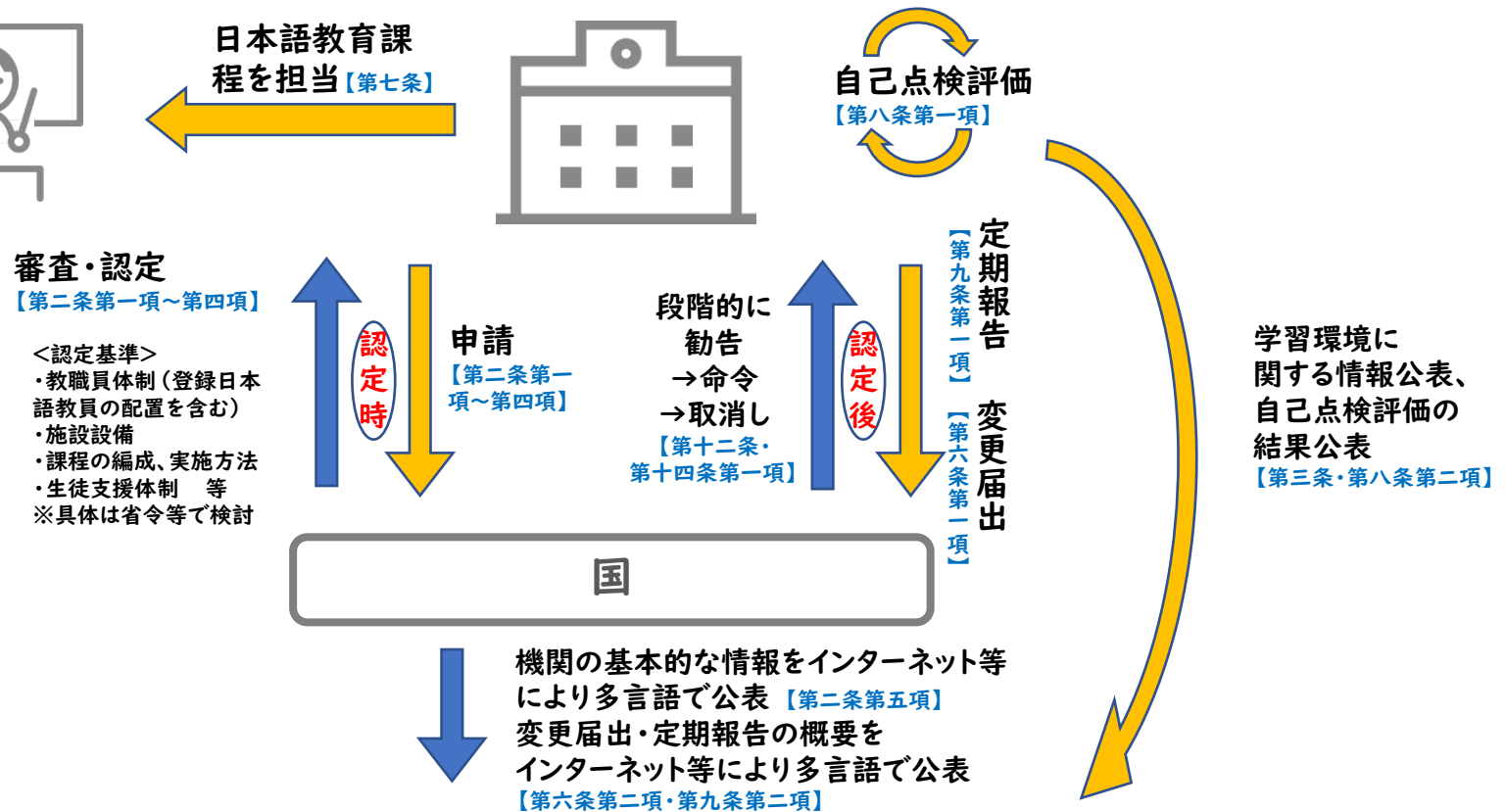
認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



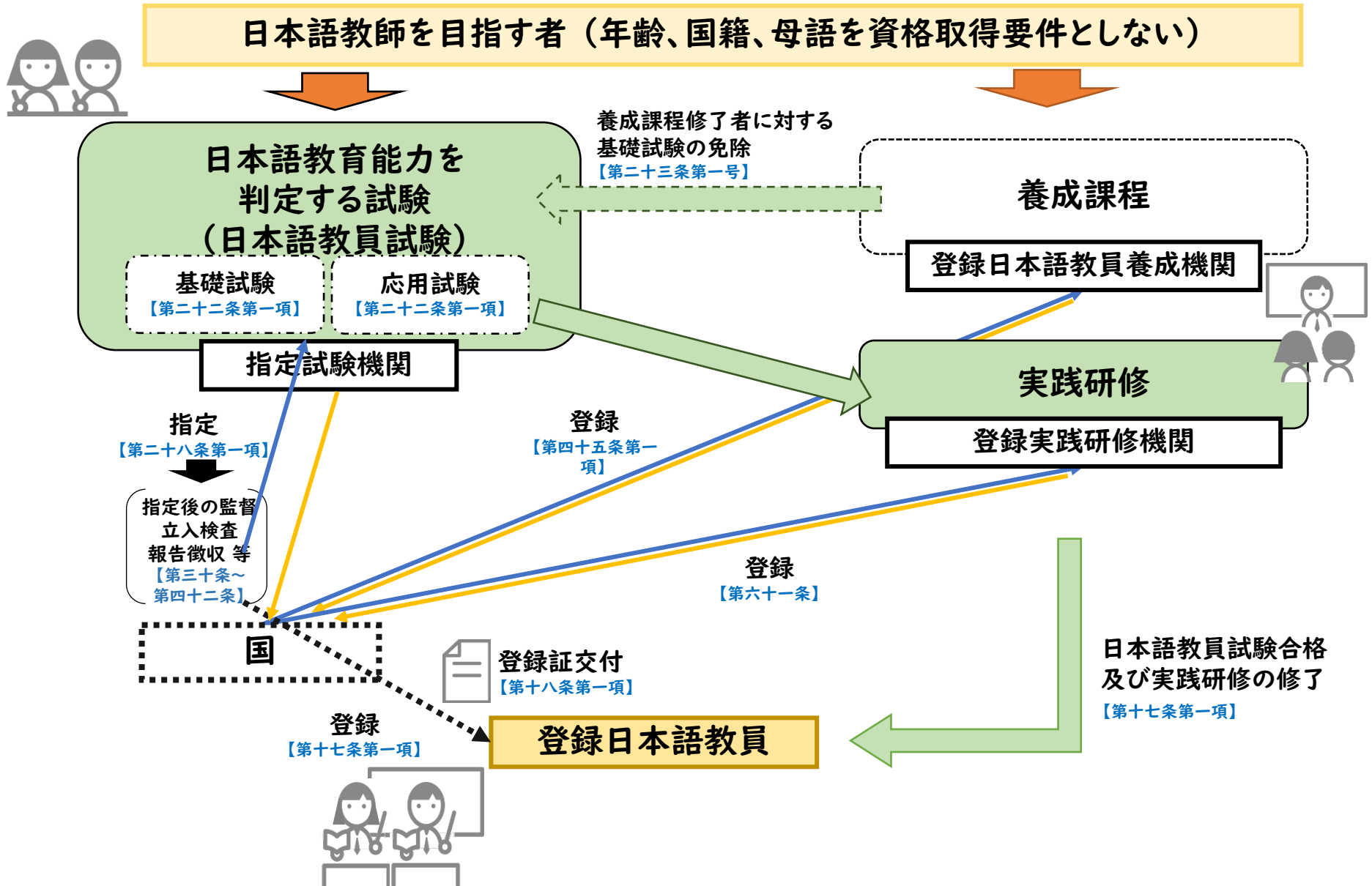
日本語教育機関



社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

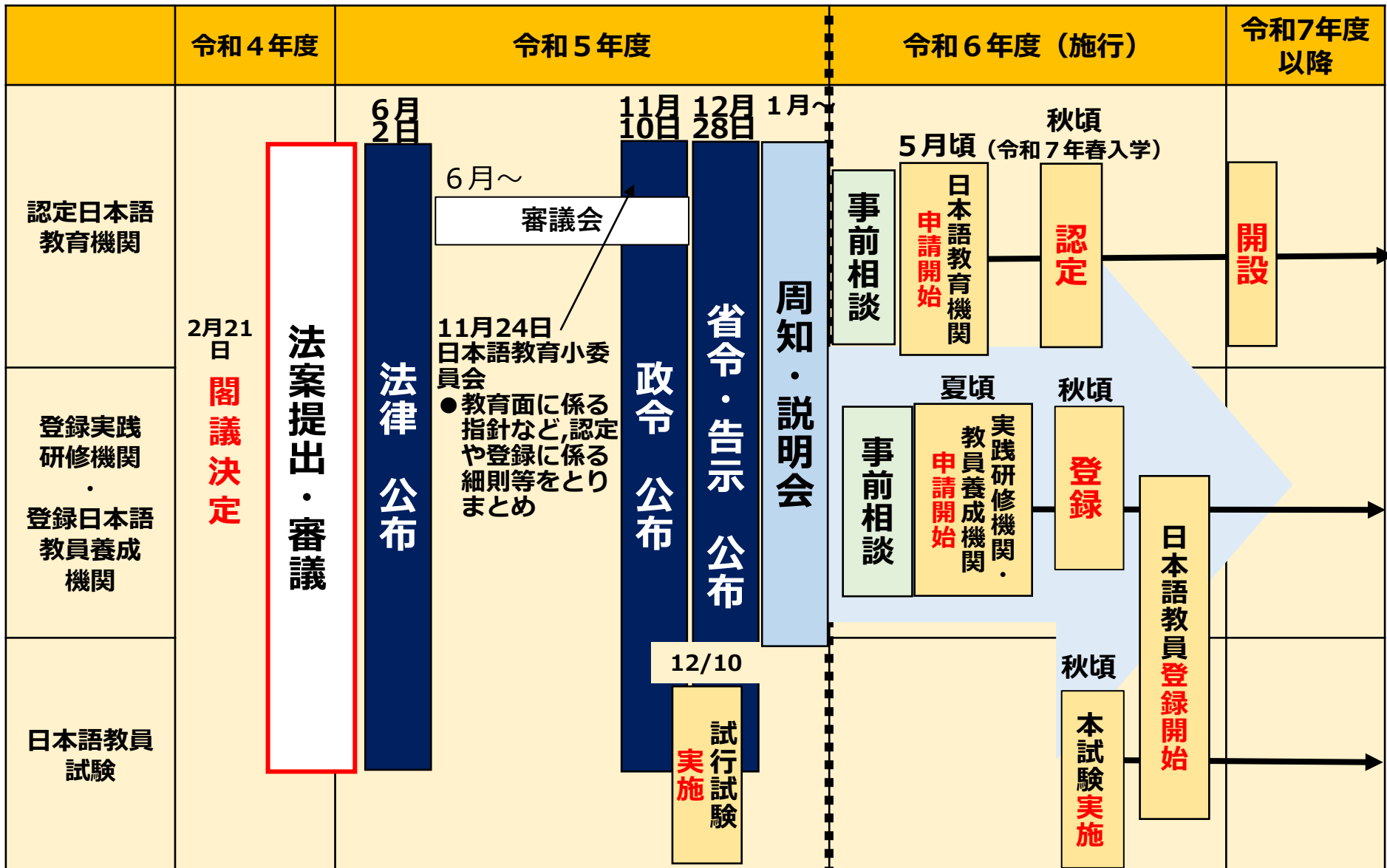
認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

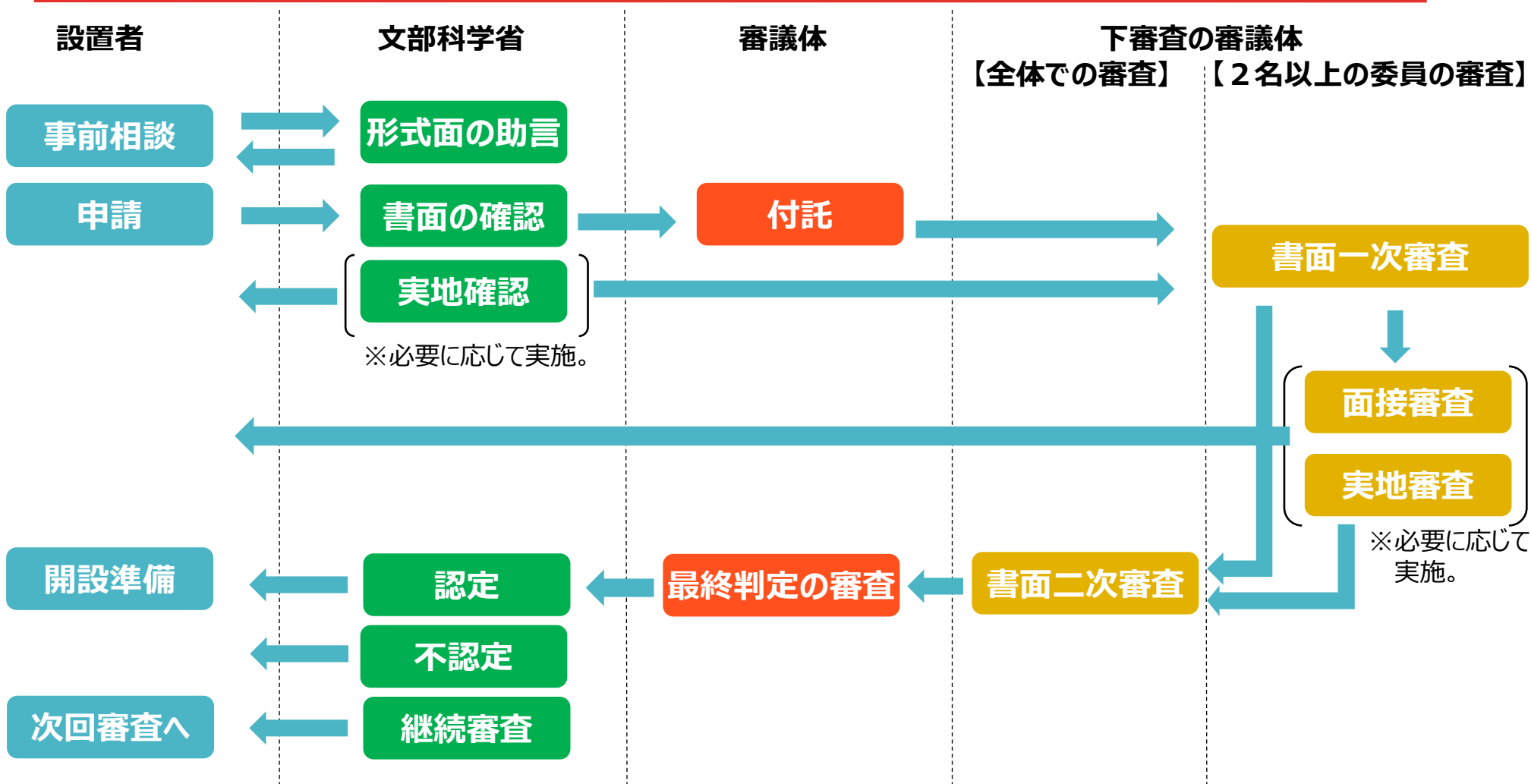


日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年12月末時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。 ※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は法施行後5年間としている。



日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図



※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。

※年2回の審査を想定しており、不認定の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。

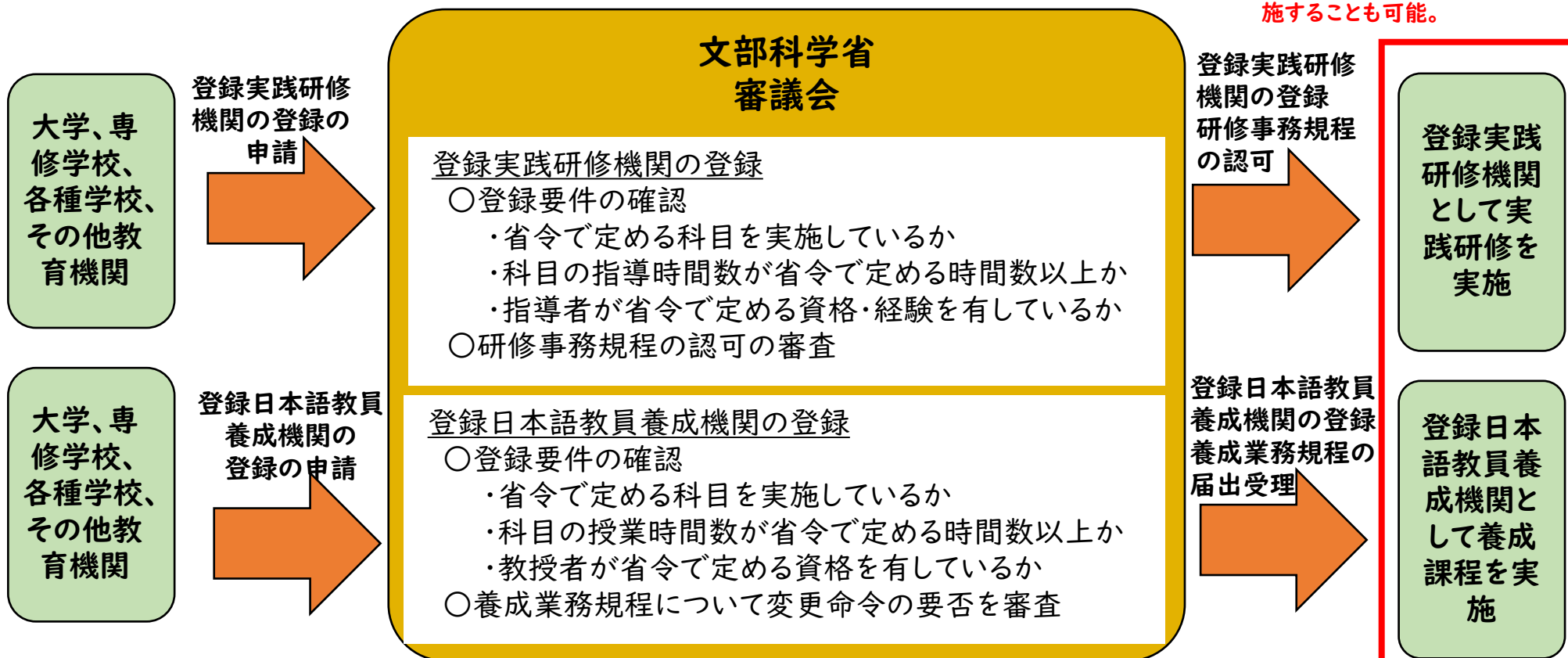
※日本語教育課程の新設、収容定員数の変更に係る変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

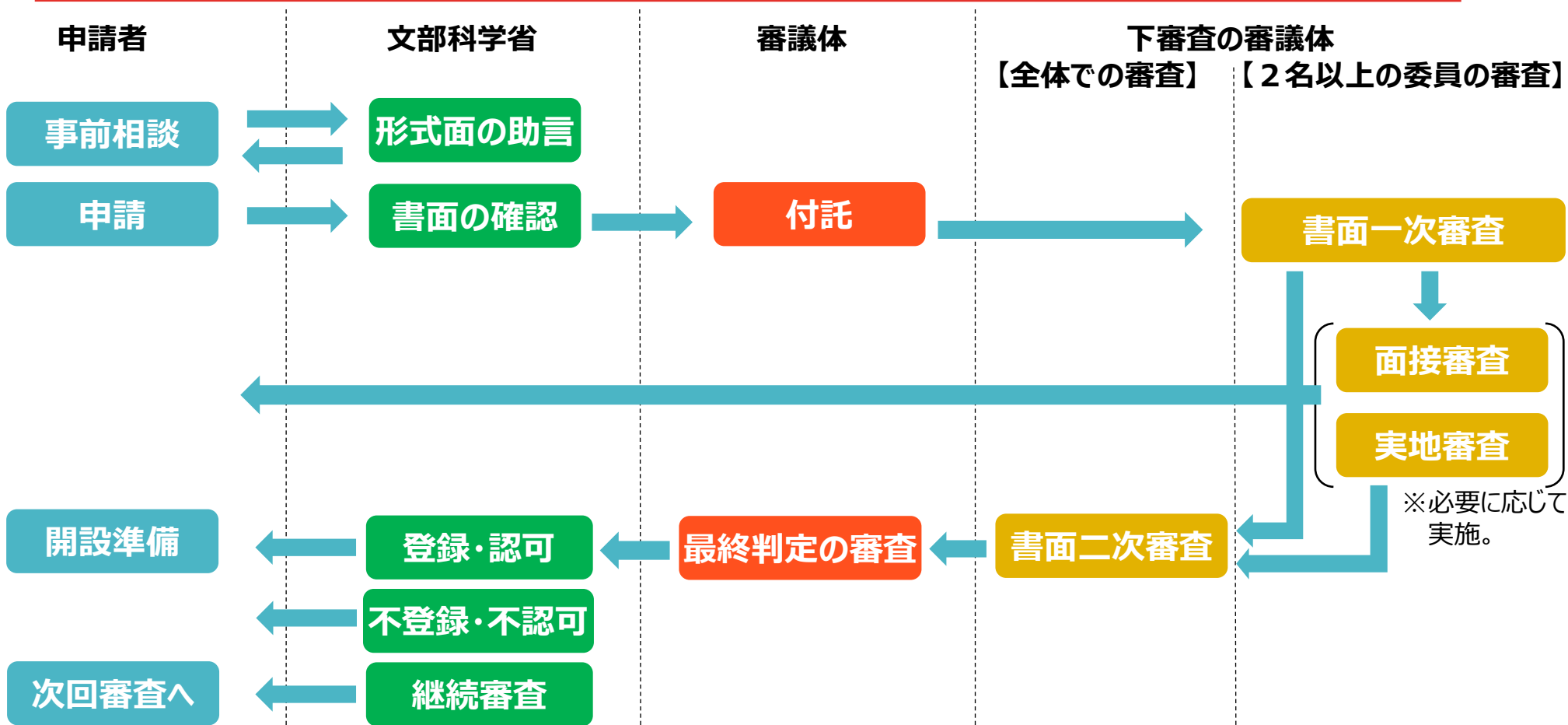
- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の要否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。

※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。



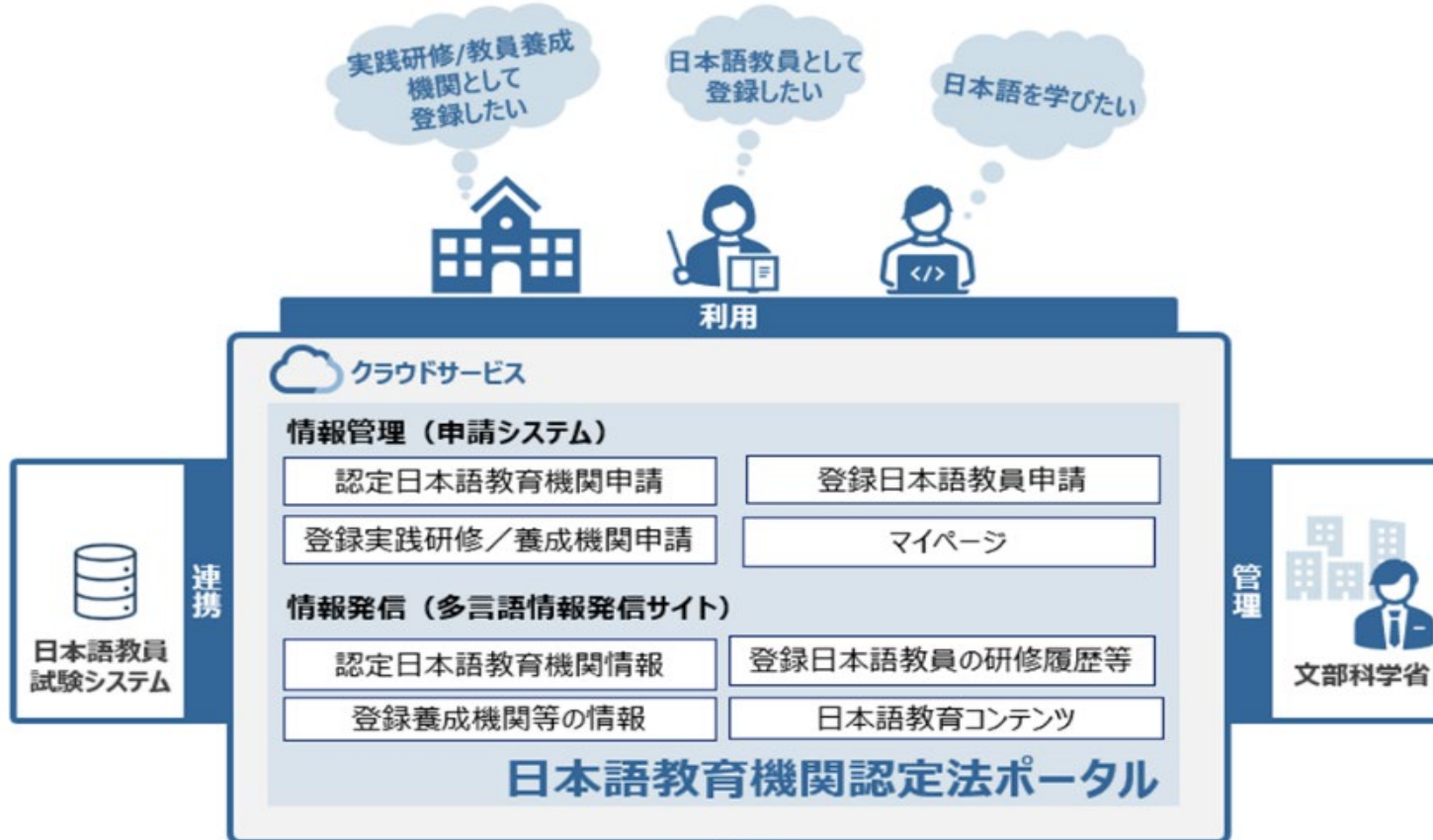
登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査手順のイメージ図



- ※登録要件への適合性の審査と同時に、研修事務規程や養成業務規定についても審査を行う。
- ※登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を同時に申請した場合は、審査も同時に行う。
- ※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。
- ※年2回の審査を想定しており、不登録の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。
- ※研修事務規程の変更の認可や養成業務規定の変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。
- ※登録は法人又は個人に対して行うものであり、事業譲渡や継承等に伴い実践研修や養成課程の実施主体が変更となった場合、新しい実施者が1申請を行い登録を受ける必要がある。

日本語教育機関認定法ポータルイメージ

登録日本語教員としての登録の申請は、令和6年度から随時整備されるウェブサイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を通じて行います。認定日本語教育機関や登録日本語教員等の情報を一元的に発信するためのポータルサイトです。



(*1) 日本語教育コンテンツ共有システム
(*2) 多言語ICT教材

【旧】法務省告示基準に示された教員要件

- ①大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者
- ②学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者
- ③日本語教育能力検定試験に合格した者 等

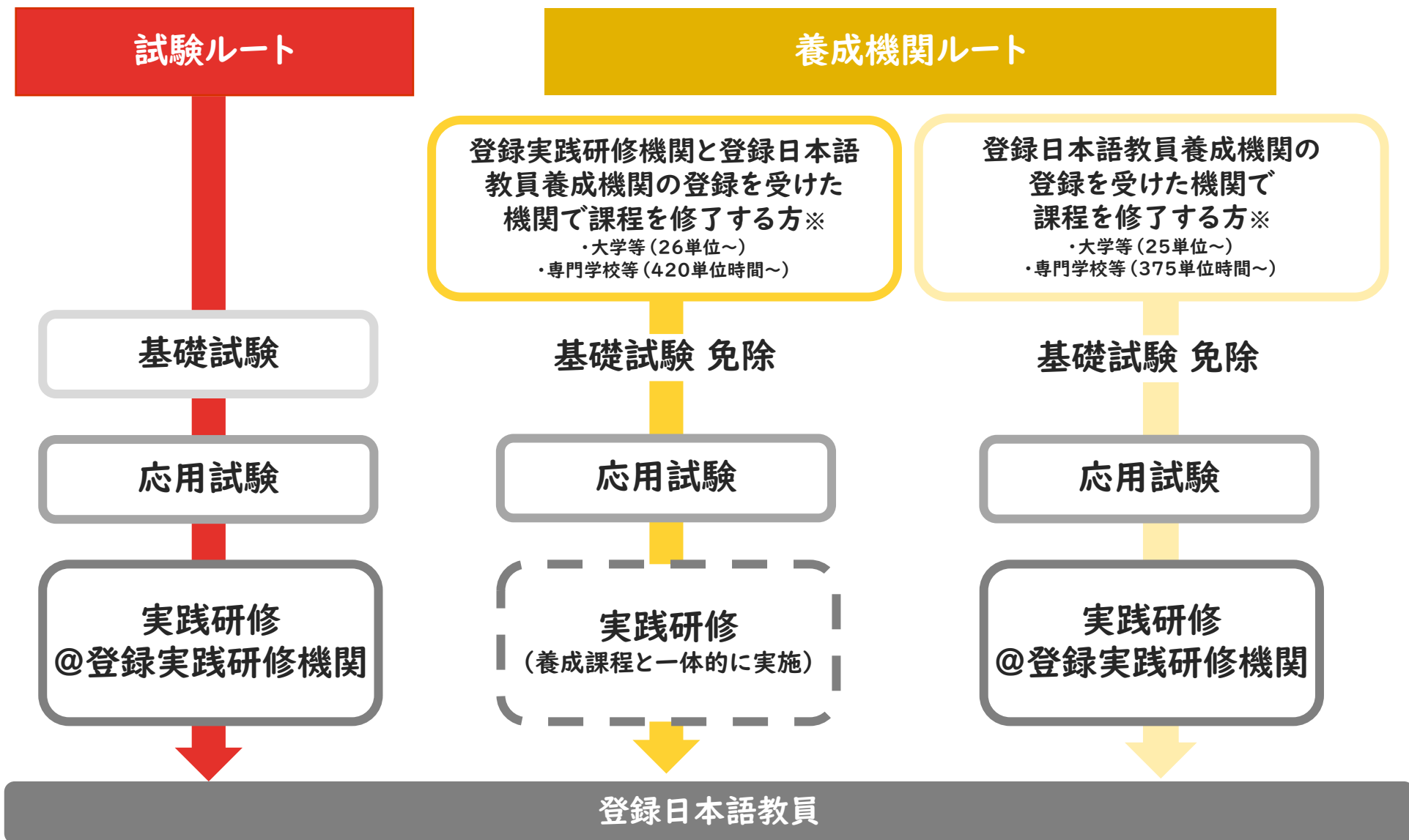


【新】認定日本語教育機関の教員の資格

登録日本語教員（国家資格）

- ①日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
- ②実践研修の修了

※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除



※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

○次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間（令和11年3月31日まで）は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。

- ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ②日本語教育に関する大学（外国の大学を含む。）の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ③公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

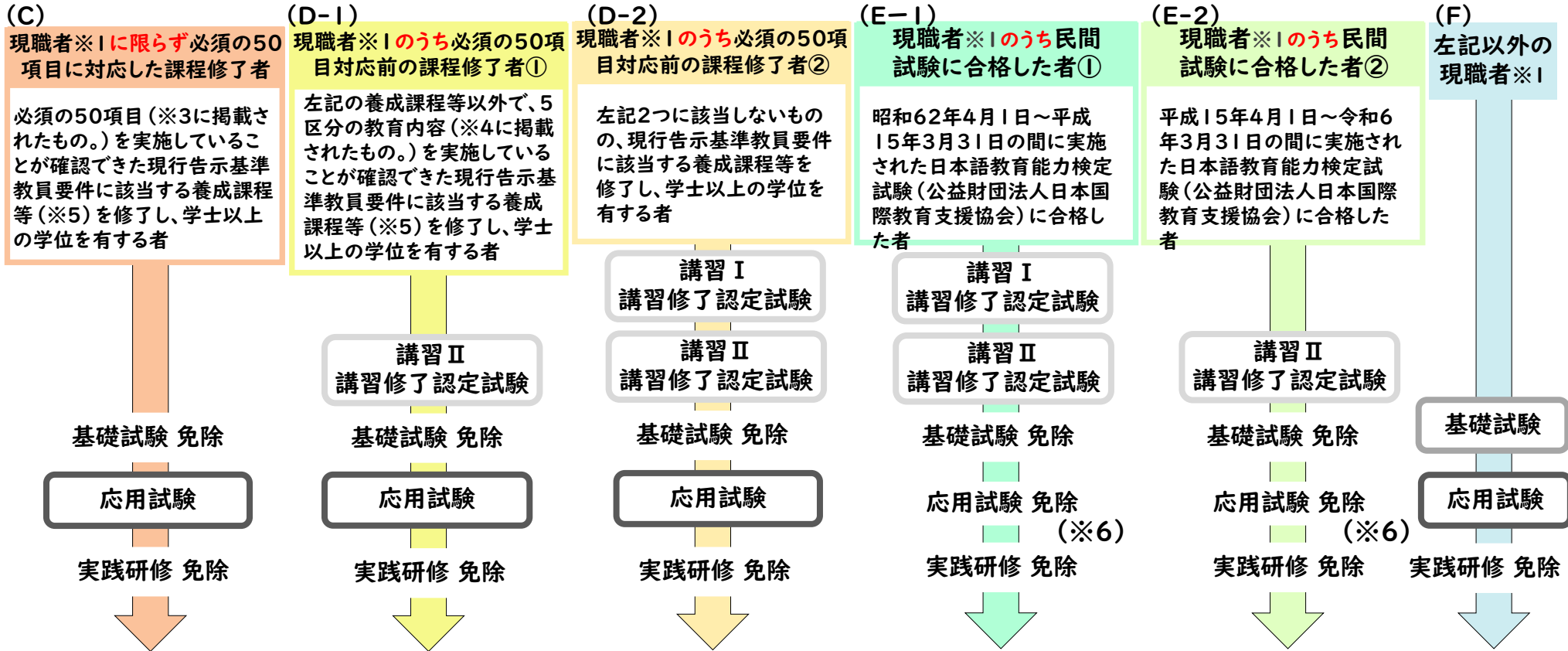
経過措置期間



令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C) 及び (D-1) の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開する予定。

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出席し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。

登録日本語教員の登録スケジュール

令和6年における登録日本語教員の登録に関するスケジュールは、以下の通りです。

令和6年
3月まで

- 「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」（経過措置 C ルート対象課程）及び「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」（経過措置 D-1 ルート対象課程）の一覧を公開

4月

- 日本語教育機関認定法ポータル開設

夏頃

- （登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録申請開始）
- 現職者向け講習の開始（オンデマンド）
- 日本語教員試験の受験申込受付

秋頃

- （登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録）
- 日本語教員試験の実施

冬頃

- 日本語教員試験の合格発表
- 登録日本語教員の登録申請の受付開始

経過措置における現職者向け講習について

1. 概要

- ◆ D-1、D-2、E-1及びE-2のルートを経過措置の対象者が日本語教員試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習を受講し修了する必要があります。講習は、平成12年報告 及び平成31年審議会報告 以降に、日本語教員の養成において必要なものとして新たに加えられた教育内容を中心に、現職の日本語教員にとって新たに習得が必要と考えられる知識についてのものです。

2. 講習の内容

	講習対象範囲	時間	修了試験
講習Ⅰ	平成12年報告で新たに追加された内容を中心に構成	90分×5コマ程度 (各コマで単元確認(10問程度)を実施)	50問程度
講習Ⅱ	平成31年審議会報告で追加された内容及び近年の情勢等の変化が大きい内容を中心に構成	90分×10コマ程度 (各コマで単元確認(10問程度)を実施)	100問程度

- ◆ 現職日本語教師を対象に実施します。
- ◆ インターネット上でオンデマンドで受講するものとし、経過措置期間中(令和11年度まで)は任意のタイミングで受講することが可能です。
- ◆ 講習修了確認試験を実施し、講習内容の定着が確認できたことをもって講習修了とします。

3. 受験料

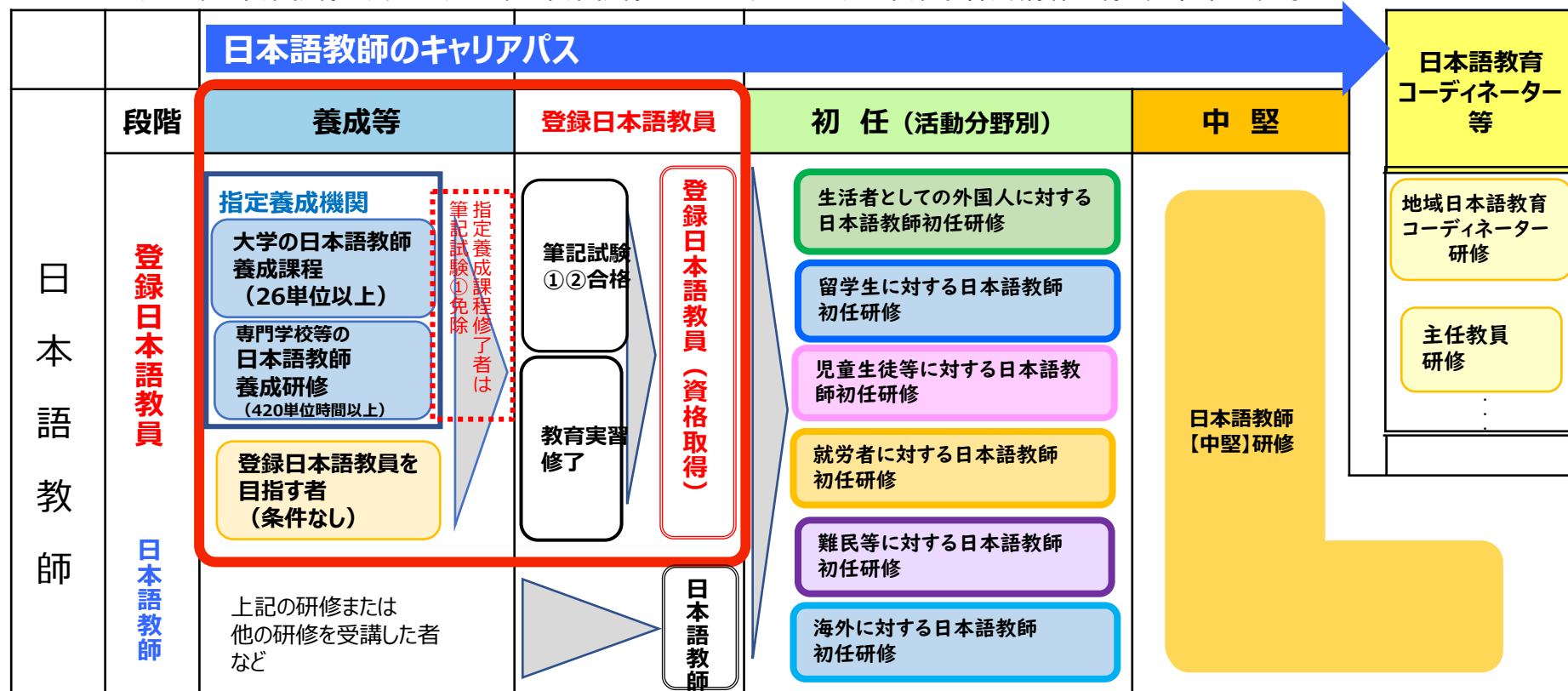
講習Ⅰ	8,800円
講習Ⅱ	17,600円

4. 実施時期

令和6年の夏頃からの実施を予定しており、具体的な申し込み方法については令和6年度以降にお知らせいたします。

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係

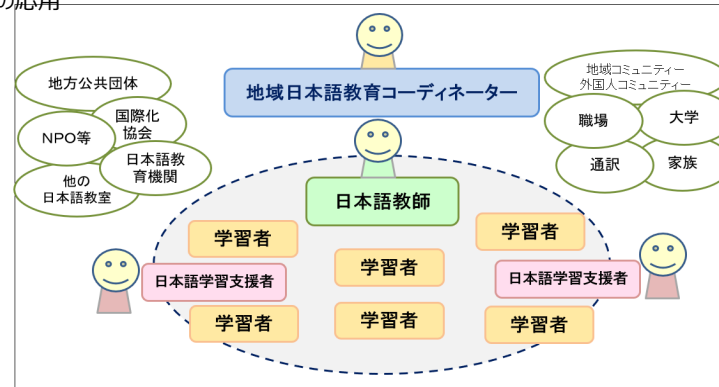
- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の育成・確保を推進



※筆記試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、筆記試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
 ○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。
 ○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



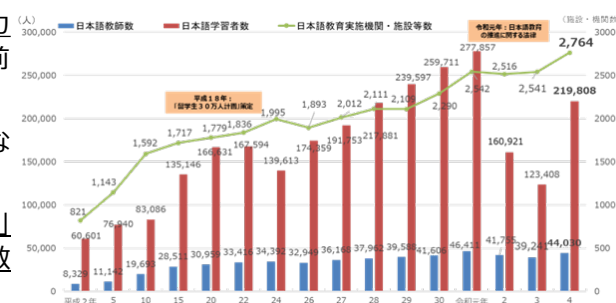
現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円 (170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師 (3~10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円 (60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円 (令和5年度からの継続事業、5年間)

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円 (20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。



- 件数・単価：1箇所×約20百万円 (日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

アウトプット (活動目標)

- 全国6箇所の推進拠点 (ネットワーク)
- 現職日本語教師の研修 年間7百人
- オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム (成果目標)

- 養成・研修の拠点の充実
- 日本語教師の各分野での活躍促進
- 登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム (成果目標)

- 養成・研修の拠点 (自走化)
- 日本語教師の各分野での活躍促進
- 登録日本語教員の増加

長期アウトカム (成果目標)

- 日本語教育の質の向上
- 外国人との共生社会の実現に寄与
- 日本語教育の持続可能な推進

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係



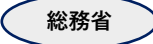

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

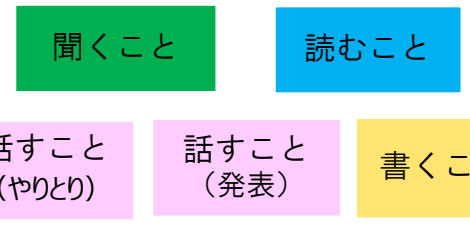
「日本語教育の参照枠」

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）



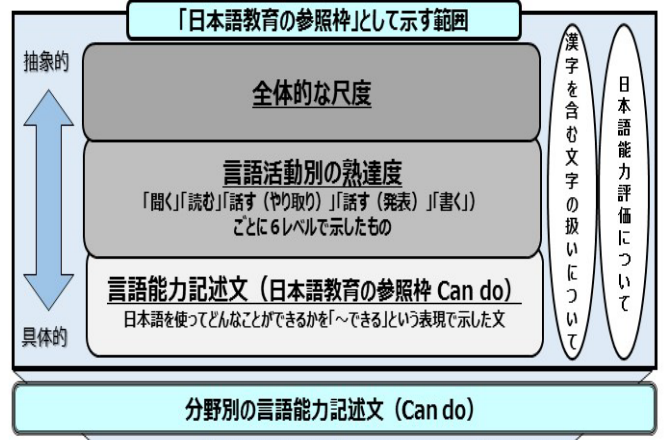
期待される効果



- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育**を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価**が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる**。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

- C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
- C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

- B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
- B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

- A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
- A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

主任教員や日本語教師（中堅）などが日本語教育プログラムを策定する上で参考にするための手引



第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

12のQ&A:なぜ取りまとめられたの？

4つのコラム:子供に対する日本語教育、各国の事例、英語教育CEFR-J

第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活:地域日本語教育における県の事例
2. 留学:法務省告示日本語教育機関の事例
3. 就労:就職支援事業実施機関の事例



価値観

- ① 人間の尊厳と人権に対する価値観
- ② 文化的多様性に対する価値観
- ③ 民主主義、公正性、公平性、平等性、そして法の支配に対する価値観

態度

- ④ 文化の異なりに対する寛大さ
- ⑤ 尊重
- ⑥ 公徳心・公共心
- ⑦ 責任
- ⑧ 自己効力感
- ⑨ 曖昧さに対する寛容さ

民主的な文化への能力

- ⑩ 自律学習のスキル
- ⑪ 分析・批判的思考のスキル
- ⑫ 傾聴・観察のスキル
- ⑬ 共感
- ⑭ 柔軟性と適応性
- ⑮ 言語的スキル・コミュニケーションスキル・複言語スキル
- ⑯ 協調のスキル
- ⑰ 問題解決のスキル

スキル

- ⑱ 自己に対する体系的な知識と批判的な理解
- ⑲ 言語とコミュニケーションについての体系的な知識と批判的な理解
- ⑳ 世界についての体系的な知識と批判的な理解（世界には以下が含まれる：政治・法律・人権・文化・諸文化・宗教・歴史・メディア・経済・環境・持続可能性）

体系的な知識と批判的な理解

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度要求額
(前年度予算額)

0.14億円
0.14億円)



文部科学省

現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」(いわば物差し)を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

(事業期間: 令和4~7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

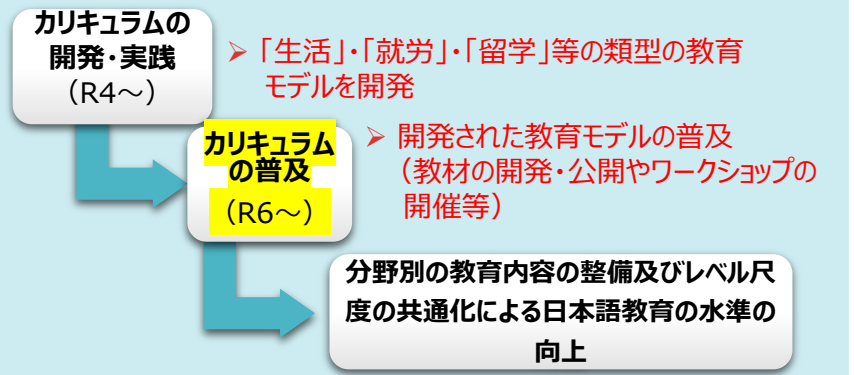
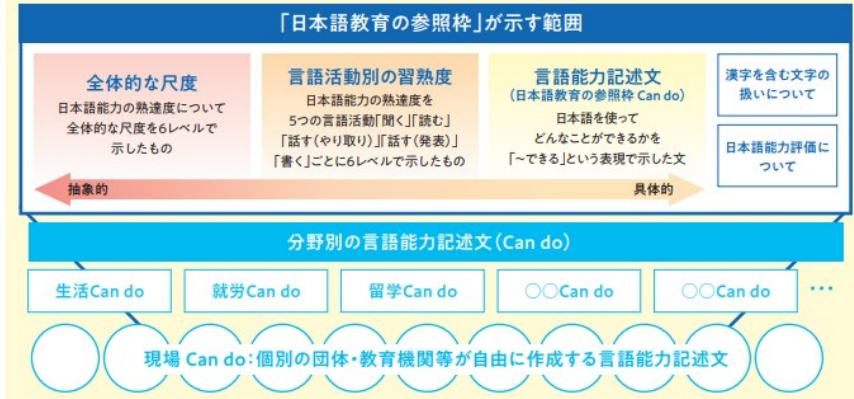
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



アウトプット (活動目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム (成果目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム (成果目標)

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム (成果目標)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

(3)「地域における日本語教育の在り方について」(報告)の概要

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

- 外国人材の受入が全国的に進む中、**国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針**として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



3. 基本的な考え方(提言)

(1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は**日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定**すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の**人材の確保・配置を進める**こと。
- **オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進める**こと。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と**連携し、日本語教育推進体制を強化**すること。

(2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の**専門家と連携**を図ること。



(3) 対象となる学習者

- 日本で日常生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など**多様な背景を持つ者に配慮**すること。

(4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、**調査を設計**すること。

(5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として**日本語で意思疎通を図り生活できることを目標**とする。
- レベル:**A1、A2からB1までを対象**とすること。
- 学習時間:目安として**350-520時間程度**とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

(6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育**コーディネーターを専任として配置**、専門性を有する**日本語教師を一定数配置**すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

(7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

(8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

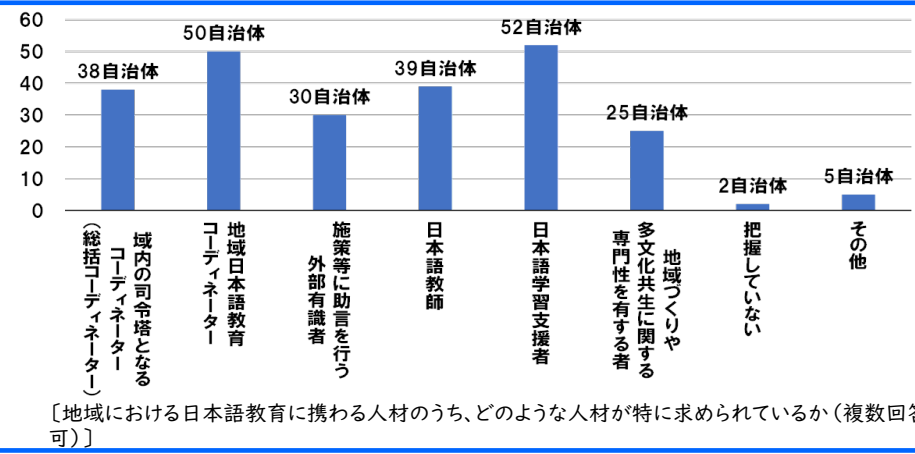
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

現状と課題

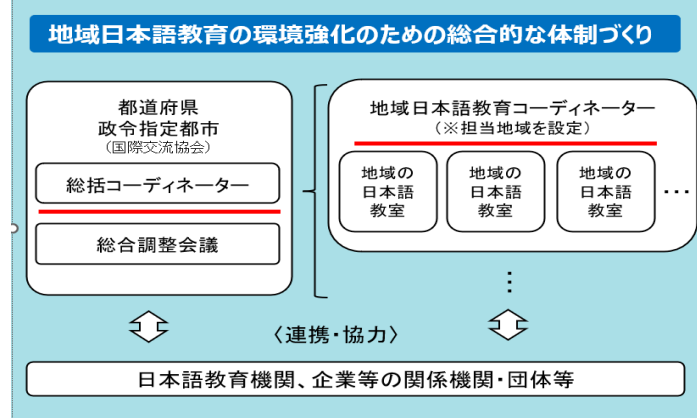
- 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている
- コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答



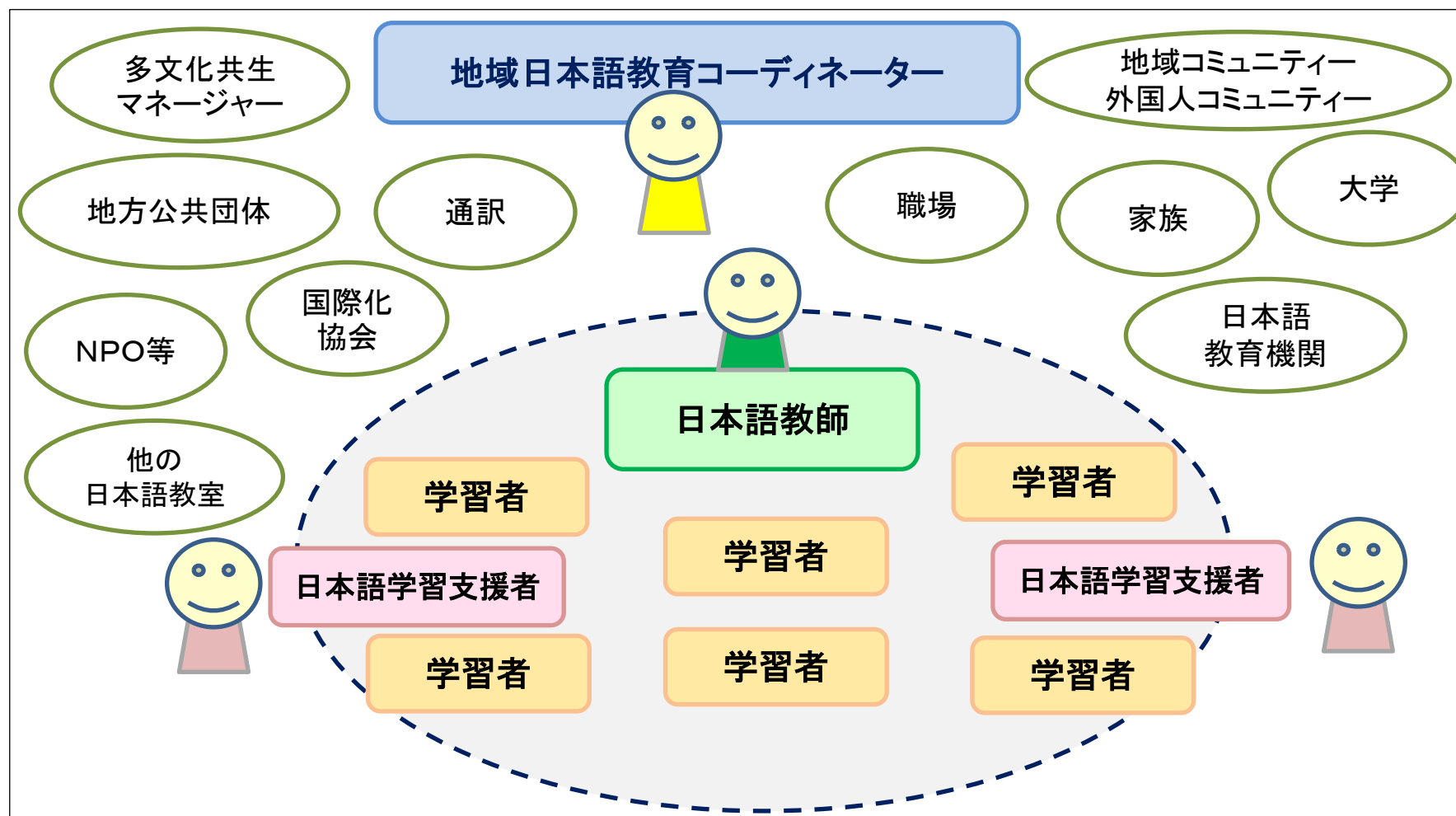
コーディネーターの役割・配置の在り方

- コーディネーターの役割
 - ① **地域日本語教育コーディネーター**は、行政や地域の関係機関と連携し日本語教育プログラムの編成及び実践に関わる。
 - ② **総括コーディネーター**は、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された**地域日本語教育コーディネーター**の連携の要としての役割を持つとともに、域内で展開される各日本語教育プログラムに対して指導・助言を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。

- コーディネーターの配置
 コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に**専任として配置**されることが肝要
 コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。



- 地域の日本語教育においては、将来的に、概ねB1以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間は、言語学習経験、基礎学力等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- ICT活用や自立学習との組合せも可能であり、地域日本語教育コーディネーターによるコース設計が必要である。
- 以下の学習時間は、体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

コースの例(1) 学習時間:3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A1
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	B1
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	

※1単位時間は45分

コースの例(2) 学習時間:3時間(4単位時間)×5日/週15時間(20単位時間)
1年間 計540時間(720単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 540時間 (720単位時間)	4~6月	9週間:135時間 (180単位時間)	A1
	7~9月	9週間:135時間 (180単位時間)	A2
	10~12月	9週間:135時間 (180単位時間)	B1
	1~3月	9週間:135時間 (180単位時間)	

※1単位時間は45分

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

6.3億円
(6.0億円)



文部科学省

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

- 企画評価会議の実施 7百万円（前年度 7百万円）
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 591百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 要件件数：58件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

- 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

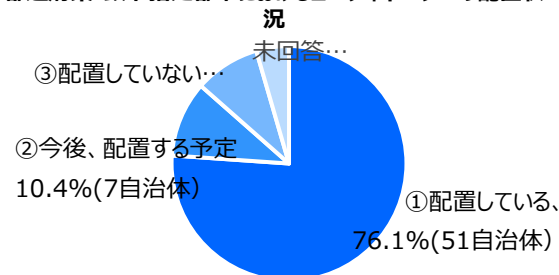
中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

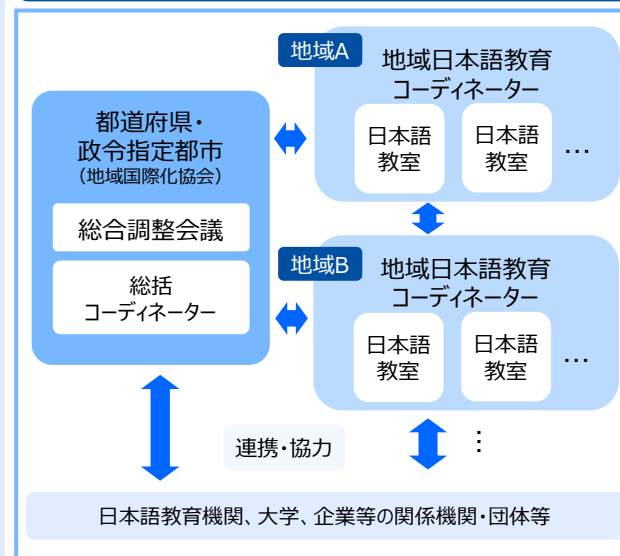
・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

第1次採択(54団体)

都道府県
(38団体)

政令指定都市
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募

下線付: 新規応募団体

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）
（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと		B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	選択する病院を知る
2	発表		B1	体調が悪く、医療相談窓口へ電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	症状の変化を説明する
3	読むこと		A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	開院時間を確認する
4	やり取り		A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

- ◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度（470～780単位時間程度（1単位時間45分））
- <参考> 0～B2レベルまで 700～1070時間程度（933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関との連携による、
【生活Can do】を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告等

